

【小学校・道徳】
平成30年度の重点

1 指導計画及び評価計画の工夫・改善

- 各学校においては、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師（道徳教育推進教師等）を中心に、全教師が協力し「道徳教育の全体計画」と「『特別の教科 道徳』（以下「道徳科」という）の年間指導計画」の見直し、修正を継続的に行う。
- 「道徳教育の全体計画」については、各教科等における道徳教育に関わる指導の内容及び時期を整理したもの、道徳教育に関わる体験活動や実践活動の時期等が一覧できるもの、道徳教育の推進体制や家庭や地域社会等との連携のための活動等が分かるものを別葉にして加えるなどの工夫をする。
- 「道徳科の年間指導計画」については、道徳教育の全体計画に基づき、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動との関連を考慮しながら、児童の発達の段階に即して計画的、発展的に行われるように計画するとともに、児童や学校の実態に応じて内容項目の重点的指導を工夫する。
- 年間指導計画に基づく授業が一層効果的に行われるために、授業実施の反省に基づき年間指導計画の評価と改善を行う。

2 指導方法及び評価方法の工夫・改善

- 道徳科については、学校の教育活動全体で行う道徳教育の要として、それらを補充、深化、統合し、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度の育成を図るために、次の点に配慮する。
 - ・道徳教育推進教師等を中心とした指導体制の充実
 - ・道徳科の特質を生かした学習指導の工夫
 - ・情報モラルと現代的な課題に関する指導の工夫
 - ・家庭や地域社会との連携による指導の工夫
 - ・生命の尊厳、自然、伝統と文化、先人の伝記、スポーツ、情報化への対応等の現代的な課題などを題材とし、児童が問題意識をもって多面的・多角的に考えたり、感動を覚えたりするような充実した教材の開発や活用
- 児童の学習状況や道徳性に係る成長の様子を様々な方法で捉えて、個々の児童の成長を促すとともに、自らの指導を評価し、改善に努める。

3 指導における留意点

- 目標や改善など改訂の趣旨を押さえる。
- 「道徳教育の全体計画」「道徳科の年間指導計画」の見直し、修正を継続して行う。
- 道徳教育推進のための協力体制を確立する。
- 積極的に道徳科の授業を公開する。
- 教科書の効果的な活用を図るとともに、各学校において組織的、計画的な取組を進める。

参考

◆ 県教育委員会ホームページ

- 教育課程編成の指針（幼稚園、小学校、中学校）小学校特別の教科道徳（平成30年作成）

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3p/kyouikukateisisinn.html>

◆ 文部科学省ホームページ

- 移行措置関連資料

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1387780.htm